

医学部教授選考に関する規程についての申し合わせ

第1（第3条関係）

- 1（削除）
- 2 当該教室等の教授又は前教授（以下「当該教室等の教授」という。）は、当該選考方針検討委員会の設置以降、当該教授選考に係る審議等に加わることはできない。
なお副学長のいずれかが当該教室等の教授である場合、意見聴取会議の議長の職務は該当でない副学長が行うものとする。

第2（第6条関係）

- 1 教育研究審議会（以下「審議会」という）は、選考方針を教授の退職等により教授候補者の選考が役員会から審議会に諮問された場合に、速やかに策定を開始する。
- 2 審議会は、選考方針（案）の検討を選考方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）に諮問する。
- 3 検討委員会は、教養教育部門、医学科、看護学科それぞれに組織する。
- 4 検討委員会の構成員及び委員長は、次のとおりとする。
ただし、教育開発センター、先端医学研究機構、新設する教室及び審議会が特に必要と認める教室等の教授の選考に係る選考委員会の構成は、審議会が別に定める。

選考する教授が属する部門	選考方針検討委員会構成員	委員長
教養教育部門	副学長、教養教育部長及び必要に応じ学長が指名する者	副学長(医学部長)
医学科基礎医学系	副学長、基礎教育部長、臨床教育部長及び必要に応じ学長が指名する者	副学長(医学部長)
医学科臨床医学系	副学長、基礎教育部長、臨床教育部長及び必要に応じ学長が指名する者	副学長(附属病院長)
看護学科	副学長、看護学科長、看護教育部長及び必要に応じ学長が指名する者	副学長(医学部長)

- 5 検討委員会は、学内関係者、学外有識者に必要に応じて意見を聴取することができる。
- 6 検討委員会は、選考方針（案）を審議会へ答申する。

第3（第7条関係）

- 1 奈良県立医科大学医学部教授選考に関する規程第7条第3項には、優遇制度の適用を含むものとする。
- 2 優遇制度とは、原則として医学科基礎医学系に属する教室及び先端医学研究機構等の教授を戦略的に獲得するためのもので、以下の適用を可能とする。
 - 1) 1名もしくは2名の助教を新たに採用するための枠の確保（ただし、指名制の場合は、2名の助教を新たに採用するための枠の確保）
 - 2) 起動特別資金（スターターズファンド）

3 起動特別資金とは、新任教授が着任する教室等に対して、着任時、特別に配分される研究費のことをいう。

なお、起動特別資金は500万円とし、使途は講座研究費に準ずるものとする。ただし、教室職員等の人件費に充てることができるものとする。

4 第2項において、1)による新たな助教枠は、当該教授の在職期間の範囲内に限るものとし、当該教室等の教員数は、現員に新たな助教枠を加えた数を上限とする。ただし、定数を下回ることとなった場合は、定数を上限とする。2)については、当該教授の着任後1年以内に限るものとする。

5 優遇制度の適用を受けた教授の再任審査を行う場合は、外部の者を加えて、審査を行うものとする。

第3（第7条関係）

1 学長は、教授候補者として適任と思われる者を推薦制候補者として、教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）へ推薦できるものとする。

2 推薦制により選考の対象とされた者は、原則として、公募制による教授候補者と同様の扱いとする。

3（削除）

第4（第8条関係）

1 学長は、教授候補者として適任と思われる者を推薦制候補者として、教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）へ推薦できるものとする。

2 推薦制により選考の対象とされた者は、原則として、公募制による教授候補者と同様の扱いとする。

3（削除）

4 選考委員会は、選考方針の策定後速やかに設置する。

5 選考委員会の設置期間は、審議会がその設置を認めたときから、審議会が推薦した教授候補者が役員会で承認されるまでの間とする。

6 当該教室等の教授は選考委員会の委員にならないものとし、当該教授に代わる選考委員会の委員は、審議会が別途定める。

7 選考委員会の委員は、同時に複数の選考委員会委員を兼ねることができる。

8 選考委員会の委員と同一教室の者が当該教授選考に応募した場合には、当該選考委員会の委員は委員を辞任することが望ましい。

辞任した委員の代替については、審議会が別途定める。

9 選考委員会の委員長は、副委員長を指名し、委員長の指定する職務を行わせることができる。

第5（第9条関係）

1 選考委員会は、公募制により教授候補者を選考する場合は、広く学内外に人材を求めるために、公募方式等に工夫をこらす。

2 (削除)

3 対象者の研究業績の評価に際しては、選考方針が定める研究分野における論文数等の量的側面と同様に、論文の質的側面の評価等を考慮する等、より客観的な評価に努める。

また、対象者の教育能力や診療能力が、十分に評価され得る方式を工夫する。

さらに、対象者の人物・能力・健康等に関しては、より客観的に評価し得る方策を工夫する。

4 選考委員会は、選考過程において必要に応じて当該教室及び関連教室の意見を聞くことができる。

また選考委員会は、当該教室及び関連教室以外の者の意見を広く聞くものとし、必要に応じて、候補者に関連のある学会の役職者等、学外有識者の意見を聞くことができる。

5 選考委員会は、教授候補者の選定の過程において、教授候補者として相応しい人物であることを見定めるために、対象者との面談の場を設定する。

なお、教授候補者を公募、推薦又は指名する際に、面談の場を設定する旨予告する。

6 選考委員会は、応募書類を閲覧可能とする対象者を意見聴取会議へ報告をするまでに、決定しなければならない。

7 選考委員会は、3名以内の教授候補者を意見聴取会議へ報告する時は、正当かつ十分な意見聴取が可能となるよう、必要な判断材料の提供に努める。

また、選定の判断根拠・基準を明確かつ具体的に述べることが求められる。

8 (削除)

9 選考委員会は、意見聴取会議において公募制、推薦制又は指名制により3名以内の教授候補者の意見聴取が行われた場合について、講演の場をすみやかに設定する。講演会参加対象者は選考する教授が属する部門の意見聴取会議構成員とする。

なお、教授候補者を公募、推薦又は指名する際に、講演の場を設定する旨予告する。

10 (削除)

11 (削除)

12 (削除)

第6 (第12条関係)

閲覧に供する資料は、原則として推薦のあった教授候補者名簿、および教授候補者から提出された書類一式とする。

附 則

(施行期日)

1 この申し合わせは、平成27年9月3日から施行する。

(施行期日)

1 この申し合わせは、令和2年5月21日から施行する。